

## 横須賀市献血推進功労者表彰要綱

(総則)

第1条 献血推進について著しい功績があり又多大の貢献をしたものの表彰については、この要綱の定めるところによる。

(表彰の対象)

第2条 市長は、市内に所在する団体及び市内に居住又は勤務する個人で、次に掲げる事項に該当するものを表彰する。

(1) 献血推進に多大な貢献をなし、一般の模範となるような行いをしたと認められるもの

(2) 献血組織の育成にその功績が顕著であったと認められるもの

(3) 献血思想の普及等広報活動に多大の努力を払い、市民の献血意欲を促進したと認められるもの

(4) その他前各号に準ずると認められるもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、感謝状を授与して行い、副賞を付与することができる。なお、表彰を受けたもののうち特に優秀なものについては、神奈川県知事に対し表彰の推薦を行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

(再度表彰)

第5条 表彰を受けたものが、さらに同様な功績があったときは重ねて表彰することができる。

(遺族等追賞)

第6条 表彰を受けることに決定した者が表彰前に死亡したきは、感謝状等を遺族に授与するものとする。

附 則

この要綱は、昭和45年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。